

会計年度任用職員制度導入に伴う職の再構築等について

1 職の再構築

【現行】

種類	職務内容	人数 (人)	報酬等 (百万円)
特別職 非常勤 職員 (嘱託職員) 【パート】	専門的業務 消費生活相談員 電話相談員 等	1,151	1,458
臨時的 任用職員 【フルタイム】	事務補助 パソコン入力 文書発送 等	130	225
日々雇用 職員 【パート】	単純労務作業 農場作業 施設管理 等	262	234
計		1,543	1,917

【再構築後】

種類	職務内容	人数 (人)	報酬等 (百万円)
特別職 非常勤 職員 【パート】	助言・調査・診断 産業医 嘱託医 等 総務省令に掲げる業務に限る	56	38
会計年度 任用職員 【パート】	A:事務補助を含む定型的業務 B:資格・免許職種 C:単純労務作業・ 短期間事務補助	866	1,983
委託化 報償費 (謝礼) 対応	清掃業務委託 顧問弁護士契約 ひとり親家庭 福祉推進員 等	525	66
計		1,447	2,087

※96人分の職を廃止

(再構築の具体例)

① 正規職員を含めて事務分掌を再検討

事務補助を担う臨時的任用職員フル1名

⇒ 正規職員の業務のうち定型的業務を分担の上、会計年度Aパート1名

② 職員数の精査

研究補助作業を担う日々雇用職員パート42名

⇒ 作業内容を精査の上、会計年度Aパート27名+報償費対応8名

③ 外部委託等

清掃、除草作業、軽易な施設管理を担う日々雇用職員パート1名

⇒ シルバー人材センターへの業務委託

2 会計年度任用職員による繁閑調整

会計年度任用職員に関しては、毎年度、業務量を勘案し、必要な勤務時間数、人数を精査して設置する。

雇用期間・勤務場所・業務内容等の労働条件を明示して雇用するため、当該任用期間中は、明示した所属における勤務を原則とするが、係・所属・部局内における繁閑調整が必要な場合は、常勤職員同様、任用当初の労働条件提示の範囲内で、他の職員の業務の応援を命ずる。

3 会計年度任用職員に対する研修

会計年度任用職員は新たな任用制度であり、これまで以上に組織の一員としての職責が果たせるよう、入職時に県職員としての服務や倫理などの心構え、県庁で業務を行っていく上での基礎的な知識等についての研修を実施する。

(参考) これまでの検討経過

- H29. 5 改正地方公務員法成立
- H30. 3～6 職の再構築（1回目）…全部局に検討依頼・ヒアリング
→制度(案)に基づき、職の見直し作業、問題点の洗い出し
- H31. 3～7 職の再構築（2回目）…全部局に検討依頼・ヒアリング
→第1回目の課題を踏まえ再検証・会計年度任用職員の配置(原案)完成
- R1. 9 条例案上程
- R1. 11～ 令和2年度の執行体制を検討し、予算案に反映